

第3部 資料編

- 1 環境行政のあゆみ
- 2 大気環境関係
- 3 水・土壌・地盤環境関係
- 4 その他生活環境関係
- 5 廃棄物関係
- 6 その他

資料編 目次

1 環境行政のあゆみ

環境行政のあゆみ	資- 1
----------	------

2 大気環境関係

1 本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移	資- 7
2 大気環境に係る環境基準等	資- 8
3-1 大気汚染状況常時監視測定局地点	資- 9
3-2 大気汚染状況常時監視測定項目	資- 9
4 二酸化硫黄の経年変化	資- 10
5 二酸化窒素の経年変化	資- 10
6 一酸化炭素の経年変化	資- 10
7 浮遊粒子状物質の経年変化	資- 10
8-1 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化	資- 12
8-2 光化学スモッグ注意報発令回数	資- 12
9 非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化	資- 12
10 酸性雨の経年変化	資- 12
11 有害大気汚染物質の経年変化	資- 14
12-1 アスベスト環境調査地点	資- 15
12-2 アスベスト濃度の経年変化	資- 15
13 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況	資- 16
14 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況	資- 16
15 大気汚染防止法に基づく立入検査結果	資- 16
16-1 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況	資- 17
16-2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況	資- 17
17-1 ダイオキシソ類環境調査地点(大気)	資- 18
17-2 ダイオキシソ類の経年変化(大気)	資- 18
18 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(大気)	資- 19
19 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく立入検査結果(大気)	資- 19
20 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(大気)	資- 20

3 水・土壌環境関係

21 水・土壌環境に係る環境基準等	資- 21
22-1 公共用水域水質調査地点	資- 23
22-2 鬼怒川・中小河川水質調査地点	資- 24
23 公共用水域水質測定結果(生活環境項目)	資- 25
24 公共用水域水質測定結果(健康項目)	資- 26
25 公共用水域水質測定結果(特殊項目)	資- 28
26-1 公共用水域水質測定結果(要監視項目)	資- 29
26-2 地下水水質測定結果(要監視項目)	資- 30
27 鬼怒川・中小河川水質測定結果(生活環境項目)	資- 31
28-1 鬼怒川水質測定結果(健康項目)	資- 32
28-2 鬼怒川水質測定結果(特殊項目等)	資- 33
29 地下水水質測定結果(概況調査)	資- 34
30 地下水水質測定結果(定期モニタリング調査)	資- 36
31 ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果	資- 40
32 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況	資- 42
33 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況	資- 43
34 水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果	資- 43
35-1 ダイオキシソ類環境調査地点(河川水質, 河川底質)	資- 44
35-2 ダイオキシソ類の経年変化(河川水質, 河川底質)	資- 44
35-3 ダイオキシソ類環境調査地点(地下水, 土壌)	資- 45
35-4 ダイオキシソ類環境調査地点(地下水)	資- 45
35-5 ダイオキシソ類の経年変化(土壌)	資- 46

36	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(水質)	資- 47
37	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(水質)	資- 47
38	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(水質)	資- 47

4 その他生活環境関係

39	騒音, 振動, 悪臭に係る環境基準等	資- 48
40	騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	資- 50
41	振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	資- 51
42-1	東北新幹線騒音振動調査地点	資- 52
42-2	東北新幹線騒音の経年変化	資- 52
42-3	東北新幹線振動の経年変化	資- 52
43-1	航空機騒音測定地点	資- 54
43-2	航空機騒音の経年変化	資- 55
43-3	航空機騒音測定結果	資- 55
44-1	自動車騒音環境基準達成率の経年変化	資- 56
44-2	自動車騒音環境基準達成状況の評価結果(道路種類別)	資- 56
45	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状	資- 57
46	公害等に係る苦情処理件数の経年変化	資- 58
47	内分泌攪乱化学物質調査結果	資- 59

5 廃棄物関係

48	本市のごみ処理量の推移	資- 66
49	本市のリサイクル率, 最終処分量の推移	資- 66

6 その他

50	本市の農業の推移(農家戸数, 経営耕地面積等)	資- 67
51	本市の河川の概要	資- 68

1. 環境行政のあゆみ

年次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋根清掃工場」完成	「大気汚染防止法」、 「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生（佐野、栃木、小山）
4 9		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼働開始 「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋根清掃工場」稼働開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
平成3	「（財）グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～4年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 4	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
平成 5	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
平成 6	12		「環境基本計画（国）」策定
平成 7	3	「公害対策審議会」廃止，「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 （5種9分別，半透明ごみ袋使用，粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
	6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
	12		「屋外広告物条例」制定
平成 8	3	「騒音規制法」，「振動規制法」，「悪臭防止法」， 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成 9	3	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8		「環境配慮指針」策定
	11		「第4次総合計画」策定
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」（京都） 京都議定書採択
平成 1 0	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」（プエノスアイレス）
平成 1 1	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
	6	「市内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定
	10		「気候変動枠組条約第5回締約国会議」（ボン）
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
平成 1 2	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成12	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行	
	6	下荒針清掃工場稼働停止	「循環型社会形成推進基本法」制定	
	11		「気候変動枠組条約第6回締約国会議」開催（ハーグ）	
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改訂）	
平成13	1		「環境省」発足	
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設、リサイクルプラザ）本格稼働	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定	
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（5種10分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行	
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行	
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX・PM法）」制定	
	9	「環境保全条例」廃止、「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定		
	10		「気候変動枠組条約第7回締約国会議」開催（マラケシュ）	
	12	本庁舎においてISO14001認証取得 「第2次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定		
	平成14	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
		3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
4		機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、クリーンセンターに再編		
5			「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行	
7			「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定	
8		「都心部ランドデザイン」策定		
11		「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第8回締約国会議」開催（ニューデリー）	
12		全地区市民センターにおいてISO14001認証取得	「自然再生推進法」制定	
平成15	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつつのみや百景」決定		
	3	「第4次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成15	4	「家庭版環境ISO認定制度」スタート	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
		「学校版環境ISO認定制度」スタート	
		「市民活動助成基金制度」創設	
		「市民ボランティア活動保険制度」創設	
	5	「住宅用太陽光発電システム補助制度」創設	
		「自転車利用活用基本計画」策定	
10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行	
	「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定		
11	「資源物持ち去り防止要綱」制定		
12	クリーンパーク茂原等7施設においてISO14001認証取得	「気候変動枠組条約第9回締約国会議」開催（ミラノ）	
平成16	3	「食料・農業・農村基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
		「都市観光推進プラン」策定	
		「大谷観光推進基本計画」策定	
		「下水道事業基本計画」策定	
	6	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布
	8		「栃木県レッドデータリスト」公表
	10		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
11	「市民協働指針」策定		
	「地区行政の推進に係る大綱」策定		
12	「エコパーク板戸」稼働	「気候変動枠組条約第10回締約国会議」開催（プエノスアイレス）	
平成17	2		「京都議定書」発効
	3	「飛山城史跡公園」オープン	
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行（一部10月1日施行）
	6	「事業所版環境ISO～ECOうつのみや21～」創設	
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
12		「気候変動枠組条約第11回締約国会議」開催（モントリオール）	
平成18	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第1回閣僚会議」開催（シドニー）
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行 「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定
		「生活排水処理基本計画」策定	
	4	「文化振興基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（VOC）排出規制）」施行 「第三次環境基本計画（国）」策定 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行
		「生活交通確保プラン」策定 機構改革により、環境企画課が環境政策課、資源循環推進課がごみ減量課に変更	
	5	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定
	7	「大谷の奇岩群」名勝指定	
	9	「市民協働推進計画」策定	
11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第12回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成19	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画） 「グリーン調達推進方針」策定		
		「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン		
			「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行	
	5		「21世紀環境立国戦略」策定	
	6			
	8	「第1回もったいない全国大会」開催		
	9	「景観計画」策定		
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行	
	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定	
	12		「気候変動枠組条約第13回締約国会議」開催（バリ）	
	平成20	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改訂 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
			「環境基本計画（改訂版）」策定 機構改革により、クリーンセンターが廃棄物施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
「宇都宮市環境協定」締結			「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正	
4				
5				
6		「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットフォーム（JCAP）への参加	「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットフォーム（JCAP）の設立	
7		「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定	
8		「スイッチオフday」試行開始		
10		「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」施行	
12		「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第14回締約国会議」開催（ポーランド） 「低炭素都市推進協議会」設立	
平成21		3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
			「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
	7			
	9	「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定		
	11		「とちぎ環境立県戦略」策定	
12		「気候変動枠組条約第15回締約国会議」開催COP15（デンマーク）		
平成22	3		「生物多様性国家戦略2010」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成22	4	プラスチック製容器包装・紙パック・白色トレイ収集（5種13分別）開始 「第2次都市計画マスタープラン」策定	
	5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	10		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）
	11		気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）
	12	「自転車のまち推進計画」策定	栃木県が「EV・PHVタウン」に選定
平成23	2		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）変更閣議決定
	3	「第2次環境基本計画」の策定 「第2次緑の基本計画」の策定 「文化振興基本計画」の改訂	「栃木県版レッドリスト」の改訂 「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定 「栃木県廃棄物処理計画」の策定 「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
平成23	4		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布
	6		「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布
	9	「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）
	12		栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」に選定
平成24	3	「うつのみや産業振興ビジョン」の策定 「みんなでまちづくりプラン（第2次市民協働推進計画）」の策定 「第2次宇都宮市地区行政推進計画」の策定 「宇都宮市景観推進プラン」策定	

2. 大気環境関係

1 本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移

年次	自家用車(軽自動車含)			バス	
	保有台数	1世帯当たり保有台数		輸送人員 (千人)	系統数
		本市	全国平均		
昭和61年度 (1985)	131,800	—	—	31,159	171
平成2年度 (1990)	164,200	1.10	—	29,928	167
平成7年度 (1995)	199,800	1.29	0.97	25,657	130
平成8年度 (1996)	209,000	1.33	1.00	24,523	139
平成9年度 (1997)	217,700	1.36	1.03	23,424	155
平成10年度 (1998)	224,300	1.38	1.05	21,740	156
平成11年度 (1999)	229,100	1.39	1.05	20,148	153
平成12年度 (2000)	234,500	1.40	1.07	19,222	155
平成13年度 (2001)	246,500	1.43	1.09	17,828	155
平成14年度 (2002)	252,600	1.45	1.10	18,219	165
平成15年度 (2003)	257,300	1.45	1.10	17,275	166
平成16年度 (2004)	263,212	1.46	1.11	16,900	165
平成17年度 (2005)	268,700	1.46	1.11	16,280	150
平成18年度 (2006)	300,069	1.49	1.11	15,199	142
平成19年度 (2007)	301,875	1.48	1.10	15,341	146
平成20年度 (2008)	304,126	1.47	1.09	14,359	144
平成21年度 (2009)	307,598	1.47	1.08	13,610	142
平成22年度 (2010)	310,431	1.48	1.08	13,032	141

資料(交通政策課他, バスは関東・JR・東野の3社)

2 大気環境に係る環境基準等

物質名	性質	環境基準等
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油や石炭等の硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	石油やガス等の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
一酸化炭素 (CO)	炭素や炭素化合物が不十分な酸素での燃焼に伴い発生する。高濃度で中枢神経に影響を及ぼす恐れがある。ディーゼル自動車に含まれる微粒子が特に問題となっている。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質をいう。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。主な発生源に工場等のばいじんやガソリン自動車の排出ガスがある。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質をいう。高濃度で目の粘膜への刺激や呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	揮発性が高く、特有の臭気をもつ可燃性の液体で、溶剤やガソリンのアンチノック剤などに使用される。発ガン性が認められている。	年平均値が3μg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	揮発性をもつ不燃性の液体で、金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤等に使用される。吸入により頭痛・吐き気や接触による皮膚炎等をおこす。	年平均値が200μg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等に使用される。吸入により頭痛や吐き気をおこし、接触により皮膚炎をおこす。	年平均値が200μg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤等に使用される。吸入によりめまいや嘔吐、知覚障害をおこす。	年平均値が150μg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。塩素を含むごみを燃焼させた場合等に発生し、人の健康に重大な影響を与える恐れがある。	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭素と水素から成り立っている化合物の総称。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源にガソリン自動車の排出ガスがある。	※濃度指針 午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでのゾーン内又はそれ以下であること

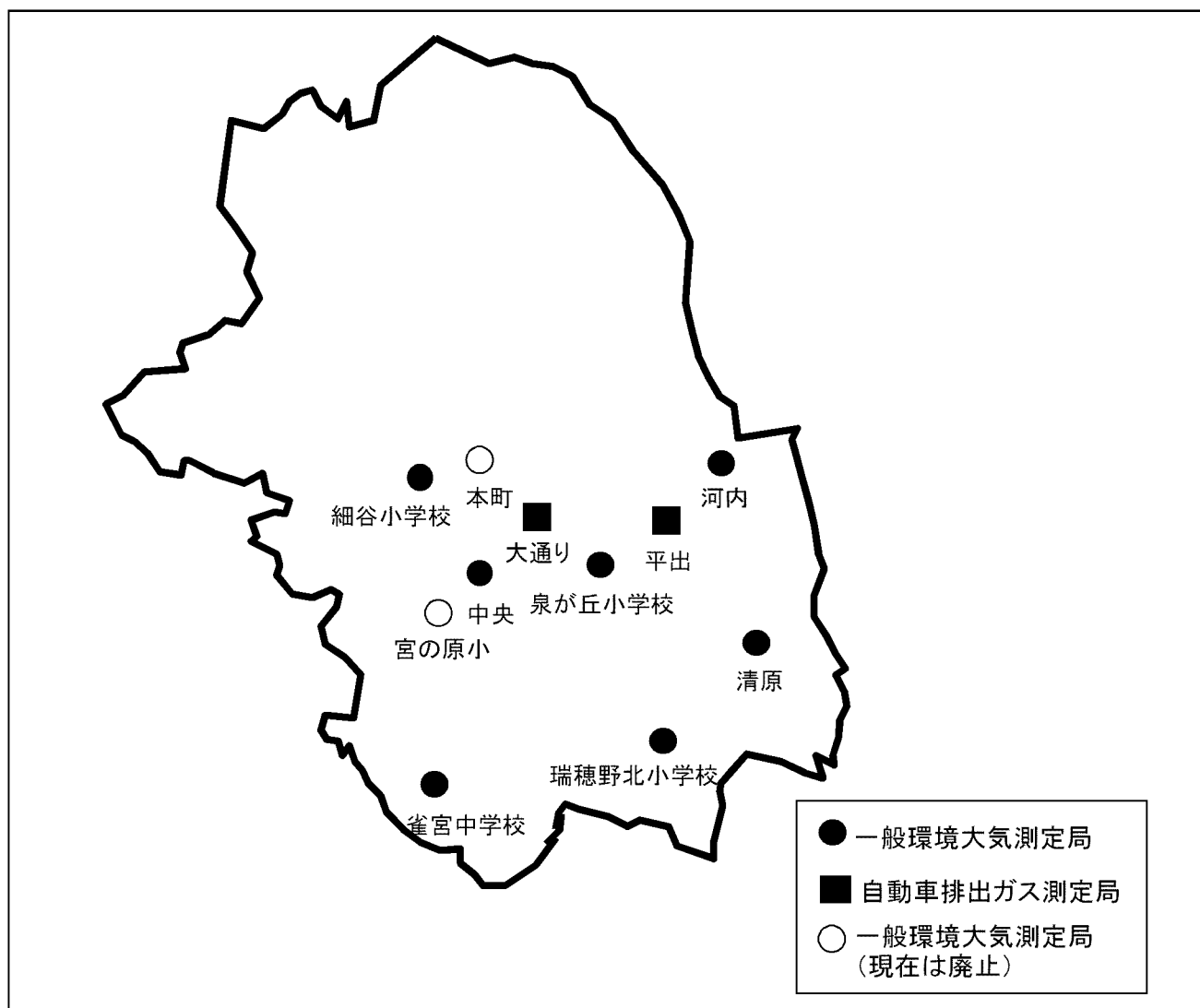
※ppm 1ppm(ピ-ピ-エム) = 1m³の1cm³(100万分の1)

※μg 1μg(マイクログラム) = 100万分の1g

※pg 1pg(ピコグラム) = 1兆分の1g

※TEQ TEQ(毒性等量) ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

3-1 大気汚染状況常時監視測定局地点



3-2 大気汚染状況常時監視測定項目

測定局	所在地	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	非メタン炭化水素 (NMHC)	
一般環境測定局								
1	中央	中央1-1-13	○	○	○	○	○	
2	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14			○			
3	雀宮中学校	雀の宮7-28-16		○	○	○		
4	瑞穂野北小学校	下桑島町465			○			
5	細谷小学校	細谷1-4-38		○	○			
6	清原	上籠谷町1145		○	○	○		
7	河内	岡本町2145-13		○	○	○		
自動車排出ガス測定局								
8	大通り	馬場通り1-1-11	○	○	○		○	
9	平出	平出町1260	○	○	○		○	
合計			3	7	2	9	4	3

4 二酸化硫黄の経年変化

次ページにつづく

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	0.037	0.051	0.036	0.032	0.022	0.022	0.020	0.018	0.019	0.015	—	—	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	0.023	0.023	0.020	0.019	0.019	0.018	0.023	0.021	0.017	0.017	0.018	0.019	0.018
泉が丘小	—	—	—	—	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.011	0.013	0.013	0.011	0.010	0.010	0.011	0.009
雀宮中	—	—	—	—	0.012	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011	0.013	0.011	0.012	0.010	0.011	0.011	0.008
瑞穂野北小	—	—	—	—	0.015	0.012	0.008	0.008	0.009	0.008	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009	0.007
細谷小	—	—	—	—	0.011	0.013	0.009	0.010	0.011	0.010	0.011	0.012	0.011	0.009	0.010	0.011	0.012
清原	—	—	—	—	0.010	0.009	0.009	0.008	0.010	0.009	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	0.012	0.012
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5 二酸化窒素の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	0.047	0.043	0.058	0.059	0.029	0.037	0.030	0.030	0.035	0.027	—	—	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	0.030	0.037	0.030	0.029	0.035	0.030	0.032	0.040	0.036	0.040	0.038	0.038	0.036
雀宮中	—	—	—	—	0.041	0.035	0.027	0.027	0.024	0.025	0.027	0.033	0.033	0.028	0.030	0.034	0.033
細谷小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.032	0.028	0.028	0.029	0.031	0.027
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.046	0.049
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

6 一酸化炭素の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	5.7	3.5	5.4	2.4	3.2	3.2	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	—	—	—	2.7	3.3	3.1	1.9	1.5	1.5	1.6	1.4	1.4	1.3
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	1.1	1.6
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

7 浮遊粒子状物質の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	0.042	0.043	0.042	0.039	0.039	0.039	0.039	0.033	0.035	0.040	0.042	0.044	0.042
泉が丘小	—	—	—	—	0.053	0.051	0.051	0.046	0.045	0.046	0.046	0.040	0.039	0.041	0.043	0.040	0.036
宮の原小	—	—	—	—	0.049	0.047	0.048	0.042	0.040	0.039	0.042	0.045	0.039	0.039	0.039	0.032	0.031
雀宮中	—	—	—	—	0.047	0.047	0.049	0.045	0.044	0.045	0.039	0.045	0.034	0.041	0.041	0.040	0.038
瑞穂野北小	—	—	—	—	0.080	0.065	0.051	0.044	0.045	0.047	0.048	0.041	0.041	0.041	0.038	0.037	0.040
細谷小	—	—	—	—	0.049	0.048	0.045	0.041	0.041	0.041	0.040	0.049	0.042	0.037	0.037	0.036	0.031
清原	—	—	—	—	0.041	0.040	0.039	0.035	0.035	0.038	0.039	0.039	0.033	0.035	0.036	0.035	0.030
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.041	0.050
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ppm 1ppm(μ²-μ²-εM) = 1m³の1cm³(100万分の1)

單位: ppm

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
0.017	0.018	0.020	0.020	0.018	0.017	0.008	0.008	0.008	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001		
0.009	0.009	0.010	0.009	0.010	0.010	0.005	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	—	—	—	—	—	—		
0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	—		
0.008	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	—	—	—	—	—	—		
0.011	0.015	0.019	0.020	0.020	0.022	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	—	—	—	—	—	—		
0.009	0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.005	0.006	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		

單位: ppm

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06以下
0.038	0.041	0.040	0.041	0.042	0.043	0.026	0.026	0.026	0.025	0.025	0.024	0.023	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016		
0.032	0.037	0.039	0.038	0.036	0.039	0.017	0.019	0.019	0.018	0.018	0.015	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.014	0.014	0.013		
0.027	0.031	0.031	0.036	0.034	0.037	0.017	0.018	0.018	0.018	0.006	0.002	0.005	0.017	0.016	0.014	0.013	0.013	0.015		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011		
0.047	0.047	0.047	0.048	0.050	0.048	0.034	0.032	0.029	0.034	0.034	0.033	0.032	0.031	0.029	0.028	0.028	0.026	0.024		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.036	0.036	0.032	0.032	0.029	0.024		

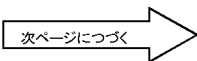
單位: ppm

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10以下
1.2	1.1	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4		

單位: mg/m³

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準	
0.040	0.043	0.045	0.043	0.041	0.039	0.027	0.021	0.039	0.028	0.029	0.025	0.025	0.023	0.020	0.020	0.019	0.017	0.018	0.1以下	
0.032	0.035	0.032	0.036	0.037	0.035	0.028	0.035	0.034	0.029	0.026	0.024	0.027	0.030	0.026	0.025	0.022	0.021	0.020		
0.030	0.032	0.034	0.035	0.035	0.034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
0.037	0.038	0.039	0.042	0.041	0.040	0.034	0.040	0.036	0.031	0.036	0.032	0.024	0.029	0.027	0.026	0.022	0.022	0.021		
0.037	0.039	0.037	0.036	0.033	0.034	0.027	0.028	0.027	0.028	0.030	0.027	0.027	0.025	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019		
0.034	0.036	0.037	0.039	0.037	0.041	0.037	0.041	0.023	0.020	0.024	0.030	0.030	0.029	0.026	0.026	0.027	0.028	0.027		
0.025	0.033	0.034	0.036	0.039	0.038	0.032	0.036	0.030	0.027	0.025	0.024	0.023	0.021	0.029	0.028	0.025	0.024	0.027		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.031	0.031	0.031	0.031	0.032	0.033	0.030	0.028	0.028		
0.044	0.048	0.050	0.048	0.046	0.044	0.038	0.033	0.034	0.027	0.025	0.030	0.029	0.028	0.026	0.026	0.023	0.022	0.021		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.033	0.029	0.031	0.027	0.025	0.022		

8-1 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化



	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	89.9	100.0	97.9	97.0	98.5	98.8	99.0	99.3	98.5	90.5	—	—	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	99.1	99.2	99.4	99.6	98.1	95.2	96.5	95.7	97.5	99.3	95.5	95.1	93.1
雀宮中学校	—	—	—	—	95.9	98.6	96.7	98.8	94.7	89.6	93.8	87.1	95.3	94.4	98.1	94.6	90.3
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

8-2 光化学スモッグ注意報発令回数

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
宇都宮市	—	—	—	—	0	0	0	1	0	2	0	5	3	1	1	1	12
【参考】全国	—	—	—	—	86	59	73	131	135	171	85	168	86	63	242	121	164

【参考】光化学スモッグ注意報発令基準

種 別	内 容
注 意 報	一の測定点(本市では、中央、雀宮、鹿沼市役所測定局)において、オキシダント測定値が0.12ppm以上となり、継続すると認められるとき。
警 報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.24ppm以上となり、継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.40ppm以上となり、継続すると認められるとき。

※ppm 1ppm(ピ-ピ-エム) = 1m³の1cm³(100万分の1)

9 非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	—	—	54.8	66.3	65.5	68.6	73.2	69.3	73.2	75.4	59.7	49.6	46.8
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74.2	38.1
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

10 酸性雨の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.4
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6